

## 告 示

### 埼玉県告示第七百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本チャアフィールセラピー協会
- 三 代表者の氏名  
山中 規光
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市石原百八十五番地三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、介護医療従事者及び一般の方に対し、当法人が行うセラピーの技術、知識の習得と資格の付与を行い、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行い、ひとり親家庭や高齢者など広く経済活動及び就労支援に関する活動、社会教育の推進を図ることを目的とする。